

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業経営統計調査（以下「調査」という。）は、農家の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 根拠法規

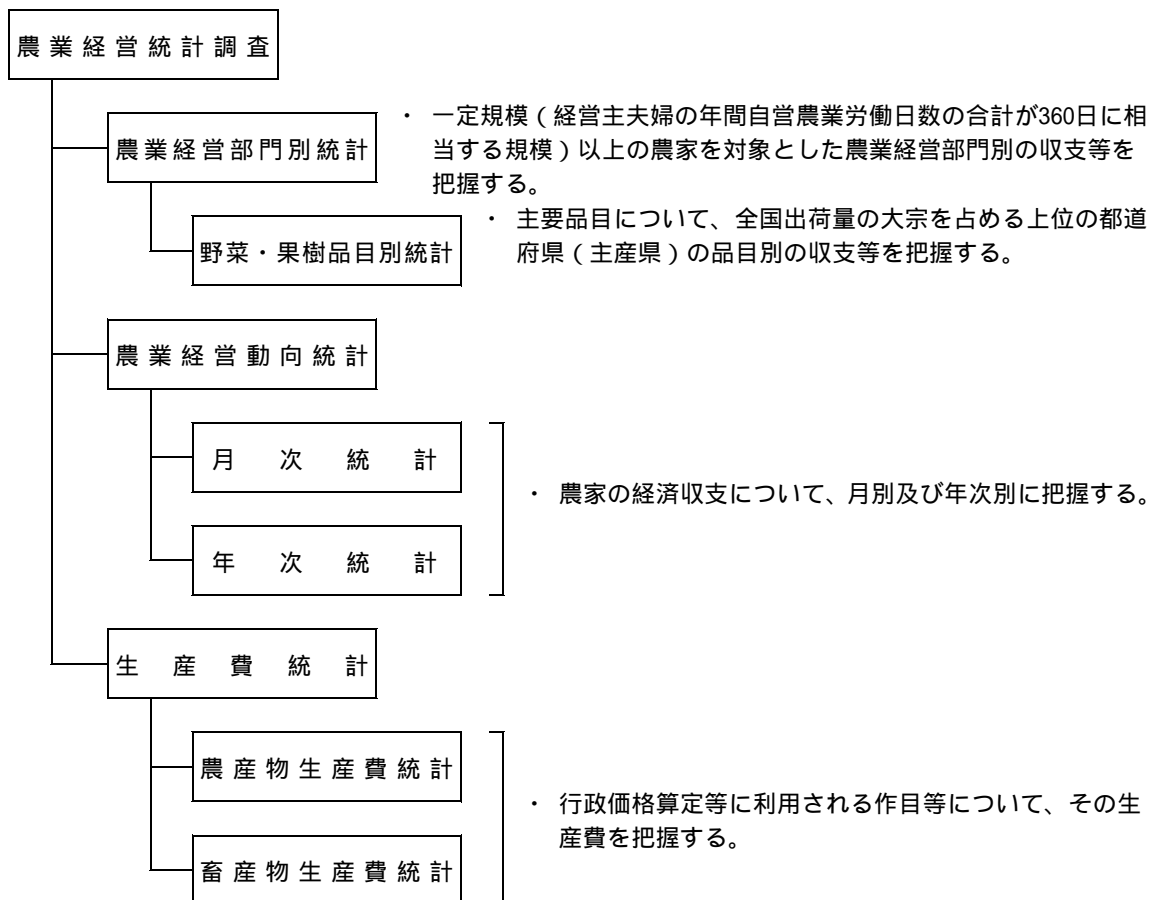
調査は、統計法（昭和22年法律第18号）統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

(4) 調査により作成する統計の体系

調査により作成する統計の体系については、次のとおりである。



(5) 農業経営部門別統計のねらいと特徴

農業経営部門別統計（以下「部門別統計」という。）は、我が国農業の「担い手層及びこれに準ずる層」と考えることができる一定規模以上の農家を対象に、農業経営収支等を農業経営全体と「稲作」、「酪農」等の経営部門別に把握し、部門別の収益性、生産性の相違や複合経営における部門の組合せによる経営の差異など、部門別に農業経営の実態を明らかにすることを目的としている。

部門別統計の特徴点をあげると次のとおりである。

大規模経営の経営実態を把握

部門別統計は、各部門とも大規模階層から厚く標本を確保しており、これまでの統計（「農家経済調査」）よりも規模階層の大きい農家の経営内容の把握が可能となっている。

例えば、本報告書においては、稲作部門は作付面積15.0ha以上階層、酪農部門は搾乳牛飼養頭数80頭以上階層まで表示した。

様々な経営のタイプに即して経営実態を把握

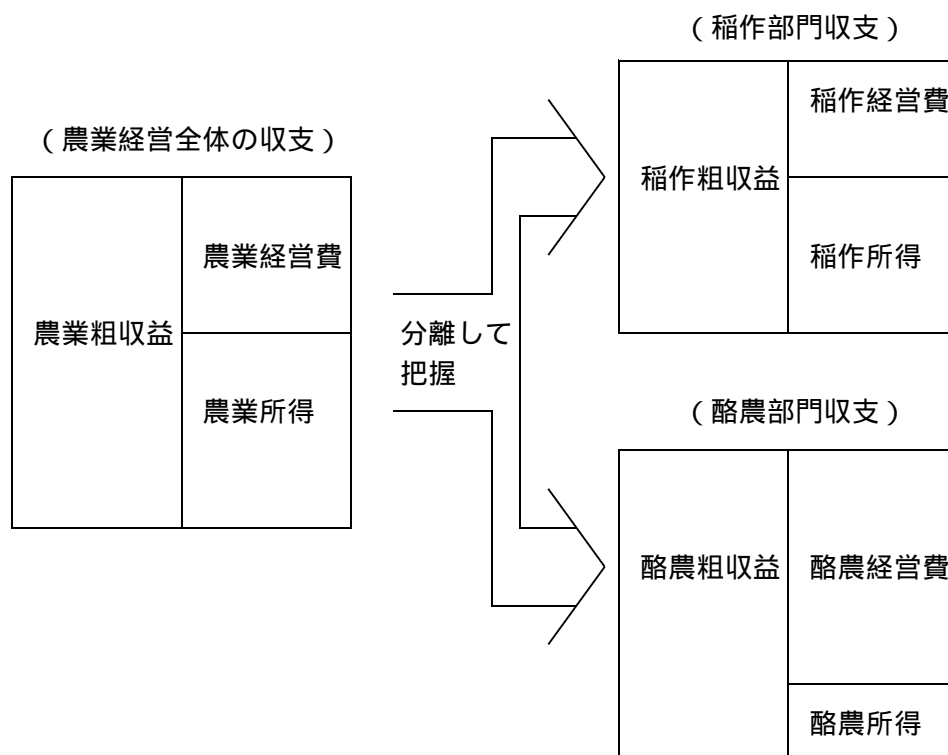
部門別統計は、クロスセクション（横断面比較）に主眼をおいた統計であり、地域別・経営タイプ別に経営内容を把握することが可能となっている。

例えば、地域範囲は稲作部門では主産県別結果まで収録したほか、複合経営については具体的な部門の組合せ別に表示した。

部門収支の把握により複合経営の経営実態が明確に

これまでの統計（「農家経済調査」）では農業経営全体の収支等しか把握していなかったため、例えば、複合経営農家の場合、主部門と従部門のどちらの収益性、生産性が高いのか、あるいは経営において労働時間や資本がどのように配分されたか等が不明確であった。部門別統計では、主部門、従部門別の経営収支等を把握していることから、複合経営における部門間の相互関係などを明確に把握することが可能となっている。

稲作 + 酪農複合経営の農業経営収支の把握の仕方



(6) 部門別統計の対象農家の考え方

部門別統計においては、我が国の農業経営の主体を成す家族経営の典型的な姿を、経営主夫婦二人により営まれる農業経営と規定した。その上で、経営主夫婦二人が専ら農業に従事する農家の年間自営農業労働日数の合計が平均360日となっていること^(注)から、この自営農業労働日数に相当する規模をもって、部門別統計の対象農家における農業経営の規模基準とした。

注： 経営主夫婦二人の年間自営農業労働日数360日の算出根拠については、「農業経営動向統計」において、夫婦ともに年間自営農業労働日数が60日以上となっている農家の年間自営農業労働日数の合計が平均360日であることに基づいた。

部門別統計の対象農家は、一定規模（経営主夫婦の年間自営農業労働日数の合計が360日に相当する規模）以上の農家（担い手層及びこれに準ずる層）であり、具体的には、経営耕地面積が2.0ha以上（北海道5.0ha以上）の農家、あるいはこの基準以下であっても経営部門ごとの作付・飼養規模が次表の基準を満たしている農家を対象とした。

経営部門ごとの下限基準

経営部門	下限基準	
	都府県	北海道
稲作（作付面積）	150 a 以上	500 a 以上
麦類（"）	200 a 以上	500 a 以上
豆類（"）	"	"
いも類（"）	"	"
露地野菜（"）	100 a 以上	200 a 以上
施設野菜（"）	2,000m ² 以上	同 左
果樹（植栽面積）	100 a 以上	同 左
露地花き（作付面積）	"	同 左
施設花き（"）	2,000m ² 以上	同 左
工芸農作物（"）	100 a 以上	500 a 以上
養蚕（掃立箱数）	20箱以上	-
酪農（搾乳牛頭数）	10頭以上	同 左
肥育牛（飼養頭数）	20頭以上	同 左
養豚（"）	500頭以上	同 左
採卵養鶏（飼養羽数）	3,000羽以上	同 左
ブロイラー養鶏（出荷羽数）	30,000羽以上	同 左

この結果、対象農家の生産シェアは、当該部門の生産全体のおおむね過半を占めるものとなっている。

(7) 作成農家の選定

部門別統計に係る調査農家（以下「部門別統計作成農家」という。）の選定は、下記により行った。

ア 層別

「1995年農業センサス」結果を基に、上記(6)に示した部門別統計の対象農家に該当する農家を、稲作、麦類、露地野菜、施設野菜、果樹、花き、工芸農作物、養蚕、酪農、肉用牛、養豚、採卵養鶏、ブロイラー養鶏及びその他の14部門に区分した経営部門別の農産物販売金額において1位の部門別、1位の部門の作付・飼養規模別、都道府県別に層別した。

イ 作成農家の抽出

(ア) 農家抽出階層の編成

アで層別した各層について、1位の部門の作付・飼養規模が大きい農家から順に配列したリストを作成し、そのリストを農家数に抽出率を乗じて得た数で等分して、農家抽出階層を編成した。

(イ) 作成農家の抽出

農家抽出階層から、1戸ずつ農家を無作為抽出して部門別統計作成農家とした。

なお、抽出した農家が調査困難な場合は、同一の抽出階層から農家を再抽出した。

(8) 調査期間

平成12年の部門別統計に係る調査期間は、平成12年1月から12月までの1年間である。

(9) 調査項目

部門別統計作成農家においては、農業経営の実態を把握するために必要な事項について調査した。その主な事項は次のとおりである。

- | | | |
|--------------------|------------|---------------|
| ア 世帯員数 | イ 自営農業労働時間 | ウ 経営土地 |
| エ 農産物の作付（飼養）規模・生産量 | オ 農業固定資本額 | |
| カ 農業粗収益 | キ 農業経営費 | ク 租税公課諸負担（農業） |
| ケ 借入金・買掛未払金（農業負担分） | | |

なお、部門別統計は農業経営部分に限定して取りまとめを行ったため、農家の農外収支、家計費等については把握していない。

(10) 調査方法

部門別統計作成農家について、調査票（日計簿）を配付して記帳を依頼する記帳調査の方法と出張所職員による面接調査とによって行うもので、1年間の継続記帳を基礎とする簿記（単式簿記）調査である。

すなわち、農家に日々の現金収支、現物の受払い及び消費、労働時間などの記帳を依頼するとともに、出張所職員が農家に面接して世帯員及びその異動、農家財産の増減・変化などを聞き取り、それらの資料を基に簿記的操作によって決算を行い、農家ごとの結果を取りまとめた。

2 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 取りまとめ対象農家

部門別統計作成農家のうち、平成12年1月1日から12月31日までの1年間について記帳取りまとめを行った農家である。

したがって、同期間中に離農した農家や記帳不能等により調査を中止した農家は除いた。

イ 取りまとめ対象経営部門

取りまとめ対象農家の農産物販売金額が20%以上を占める上位2部門（取りまとめ対象農家の農産物販売金額が1位又は2位の経営部門）であり、各経営部門別にそれぞれ取りまとめ対象農家の1戸当たり平均値を算出し、これを表示した。

(2) 統計表の表側区分の編成

統計表は、各経営部門別にそれぞれ次の表側区分により編成した。

ア 「部門経営」

当該部門を1位（農産物販売金額が最も多い部門）又は2位部門として経営するすべての取りまとめ対象農家について表示したものである。

イ 「 部門 1 位の経営」

当該部門が 1 位であるすべての取りまとめ対象農家について表示したものである。

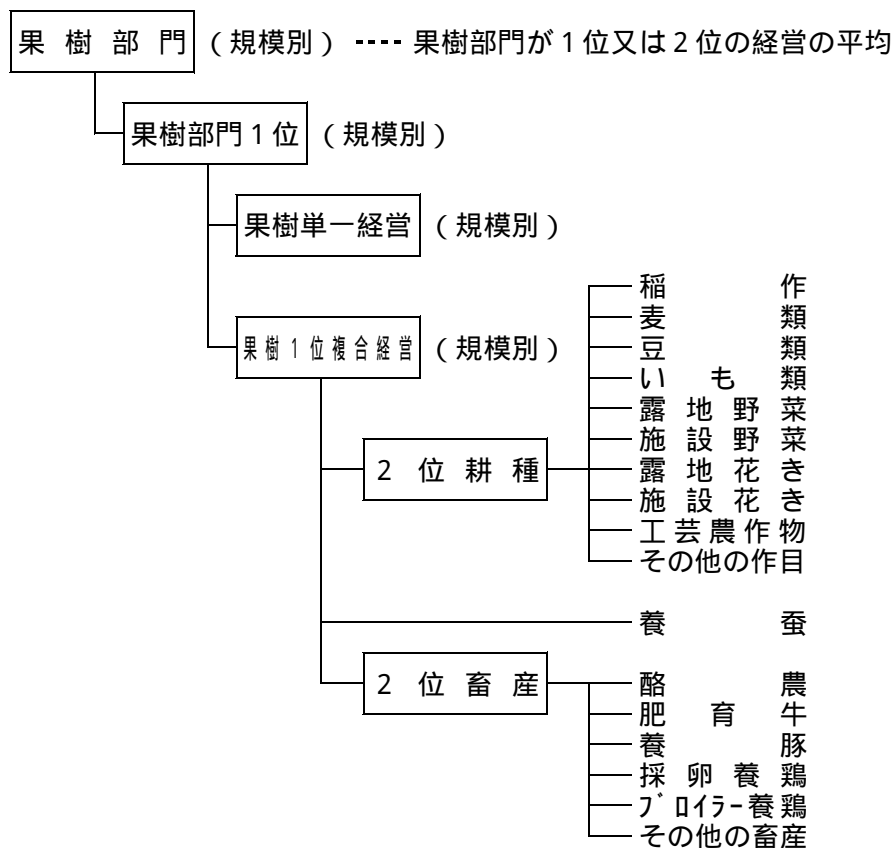
ウ 「 単一経営」

当該部門が 1 位である取りまとめ対象農家のうち、当該部門の農業現金収入が農業現金収入合計（農作業受託収入を除く。）の80%以上を占める経営について表示したものである。

エ 「 1 位複合経営」

当該部門が 1 位である取りまとめ対象農家のうち、当該部門の農業現金収入が農業現金収入合計（農作業受託収入を除く。）の80%未満の経営について表示したものであり、2 位部門との組合せ別にも可能な限り表示した。

部門別統計の取りまとめ内容（果樹部門の例）



なお、各表側区分においては農業経営全体に係る経営収支等と当該部門に係る経営収支等をそれぞれ上段、下段に表示した。

また、部門別統計は 1 の (6) に示した一定規模以上の農家を対象に作成しているが、各経営部門別に取りまとめた場合に、2 の (1) のイに示した経営部門を取りまとめ対象としていることもあって、1 の (6) の「経営部門ごとの下限基準」に示した下限基準に満たない作付・飼養

規模の農家も含まれることとなる。このため、各表側区分においては、それらの農家を含んだ平均値を「平均」として表示したほか、都府県の下限基準以上層による平均値を併せて表示した。

さらに、露地野菜、施設野菜、露地花き及び施設花き部門については当該部門の作付延べ面積、果樹部門については果樹の植栽面積により規模階層区分別に表示した。

統計表の表側区分の見方（稲作部門経営の例）

区 分		
全 国		
稲作部門経営		
農業経営全体		
平 均	1	稲作部門が1位又は2位の経営で、 水稻作付面積が1.5ha未満の経営が含ま れた平均である。
1.5 ha 以上	2	
1.5~2.0ha未満	3	稲作部門が1位又は2位の経営で、 水稻作付面積が1.5ha以上の経営の平均 である。
2.0 ~ 3.0	4	
・		農業経営全体に係る経営収支等を表示した。
・		
・		
・		
稲 作 部 門		
平 均	18	農業経営全体のうち稲作部門に係る経営収支等 を表示した。すなわち、表側18番は表側1番の内 数を示しているという関係になる。
1.5 ha 以上	19	
1.5~2.0ha未満	20	
2.0 ~ 3.0	21	
・		
・		
・		
・		

(3) 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島

3 統計項目の説明

(1) 農業経営収支の総括

農業経営収支の総括を、農業経営全体及び当該部門について表示した。

$$\text{農業所得} = \text{農業粗収益} - \text{農業経営費}$$

(2) 分析指標

農業経営の主要な分析指標を次の算式により計算し、農業経営全体及び当該部門について表示した。

$$\text{ア 農業所得率}(\%) = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

【指標の意味】

農業粗収益のうち、どれだけが農業所得として実現するかを示す指標。

イ 農業純生産 = 農業粗収益 - (農業流動財費 + 農業固定財費)

【指標の意味】

農業粗収益から物財費(雇用労賃、支払小作料及び農業経営に係る負債利子を含まない農業経営費)を差し引いたもので、農業生産による付加価値額を示す指標。

注: 1 農業流動財費 = 農業経営費 - (減価償却費 + 雇用労賃 + 支払小作料 + 農業経営に係る負債利子)

2 農業固定財費 = 農業固定資本財の減価償却費

ウ 付加価値率(%) = $\frac{\text{農業純生産}}{\text{農業粗収益}} \times 100$

【指標の意味】

農業粗収益のうち、どれだけが農業生産によって新たに付加価値額として生み出されたものであるかを示す指標。

エ 農業固定資本装備率(円) = $\frac{\text{農業固定資本額}}{\text{自営農業労働時間}}$

【指標の意味】

固定資本装備の大きさを示す指標。一般的には労働者一人当たりの固定資本額をいうが、農業の場合は、農業労働に季節性があること等から自営農業労働1時間当たりの固定資本額を示した。

注: 自営農業労働時間は、自家農業労働時間と農作業受託に係わる労働時間を合わせたものである。

オ 農機具資本比率(%) = $\frac{\text{大農具・自動車の資本額}}{\text{農業固定資本額}} \times 100$

【指標の意味】

農業固定資本額のうち、農機具や農用自動車などの機械装備に関わる資本額の割合を示す指標。

カ 農業固定資本回転率(回) = $\frac{\text{農業粗収益}}{\text{農業固定資本額}}$

【指標の意味】

農業固定資本の運用効率、利用度の状況を見る指標。

キ 集約度指標

(ア) 経営耕地面積10a当たり自営農業労働時間(時間)

= $\frac{\text{自営農業労働時間}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ労働時間が投下されたか、すなわち労働の集約度を見る指標。

(イ) 経営耕地面積10 a 当たり農業固定資本額 (1,000円)

$$= \frac{\text{農業固定資本額}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ固定資本が投下されたか、すなわち資本の集約度をみる指標。

ク 収益性指標

(ア) 家族農業労働 1 時間当たり農業所得 (円)

$$= \frac{\text{農業所得}}{\text{家族農業労働時間}}$$

【指標の意味】

投下された労働の単位時間当たりの所得でみた労働収益性を示す指標。この指標により異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

注： 家族農業労働時間は、自営農業労働時間から雇用者の農業労働時間を除いたものである。

(イ) 農業固定資本1,000円当たり農業所得 (円)

$$= \frac{\text{農業所得}}{\text{農業固定資本額}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された固定資本の単位金額当たりの所得でみた資本収益性を示す指標。「家族農業労働 1 時間当たり農業所得」と同様に異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

(ウ) 経営耕地面積10 a 当たり農業所得 (円)

$$= \frac{\text{農業所得}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ所得が得られたかをみる指標。経営耕地の利用度とも関係して稲作などの土地利用型部門では有用な指標。

ケ 生産性指標

(ア) 農業労働 1 時間当たり農業純生産 (円) = $\frac{\text{農業純生産}}{\text{自営農業労働時間}}$

【指標の意味】

投下された労働の単位時間当たりの純生産でみた労働生産性を示す指標。この指標により異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

(イ) 農業固定資本1,000円当たり農業純生産(円)

$$= \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業固定資本額}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された固定資本の単位金額当たりの純生産でみた資本生産性を示す指標。「農業労働1時間当たり所得」と同様に異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

(ウ) 経営耕地面積10a当たり農業純生産(円)

$$= \frac{\text{農業純生産}}{\text{経営耕地面積}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ農業生産による付加価値(純生産)が得られたかをみる指標。経営耕地の利用度とも関係して稲作などの土地利用型部門では有用な指標。

(3) 世帯員及び農業就業者

ア 月平均世帯員数

月に15日以上その家に在住し、生計を共にした家族及び同居人の月別世帯員数を累積し、12か月で除した年間月平均世帯員数である。

イ 家族農業就業者

年内に自営農業労働(ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。)に60日以上従事した家族(同居人は除く。)である。

(ア) 農業専従者

自営農業労働日数が150日以上のものであり、男女別にその人数を表示するとともに、その内数として「35歳未満」、「65歳以上」及び「250日以上」の人数をそれぞれ表示した。

(イ) 準専従者

自営農業労働日数が60日以上150日未満のものであり、男女別にその人数を表示した。

(4) 経営耕地面積等

ア 経営耕地面積

農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積である。

この面積は、原則として年始め現在について表示したが、年内に購入、借入れ又は売却、貸付けなどのため異動があった場合には、その土地がその年の主要農業生産に利用されたかどうかにより経営耕地面積としての計上の可否を判定し、年始めの面積を修正した。

なお、従来、簡単な牧柵等により家畜を数か月又は1か年程度放牧・けい牧し、その後は牧草地又は普通畑として利用するものは経営耕地に含めていたが、平成8年からこの場合は放牧地(耕地以外の土地)として取り扱うこととした。

イ 経営耕地面積のうち、借入地

経営耕地面積のうち、借入地を表示した。

ウ 作物の作付延べ面積

土地利用の状況をみるため、作物の作付延べ面積を表示した。

(5) 農家の財産(固定資産及び流動資産年末残高)

農家の世帯としての財産のうち、固定資産及び流動資産について資産の種類別に期末の残高を表示した。

ア 固定資産

固定資産のうち、土地については年始め時点の法定評価額(地方税法の固定資産税の課税標準となった評価額)により評価し、その他の資産については取得価額によって評価した。取得価額の不明なものは「農畜産業用固定資産評価標準」を適用して評価し、次の算式で年始め現在価を算出した。

$$\text{年始め現在価} = \text{取得価額(購入価額)} - \{ \text{減価償却額} \times (\text{経過年数} + 1) \}$$

なお、従来、固定資産として取り扱う建物、大農具・自動車については、取得価額20万円以上のものとしていたが、平成10年度税制改正を踏まえ、平成11年から取得価額10万円以上のものとし、10万円以上20万円未満のものについては、取得後3年間で均等に償却する方法とした。ただし、従来どおり、農外事業専用の建物、機械で100万円未満のもの及び自動車を除く家計専用の家財・家具は固定資産として計上していない。

また、建物については耐用年数の短縮措置が講じられたため、平成11年からこれに対応した耐用年数に変更した。

イ 流動資産

未処分農産物は、その農産物の生産原価により評価すべきであるが、この調査では原価計算が困難なため、その農産物を収穫した年の生産最盛期の価格(農家庭先販売価格)により評価した。

なお、このようにして未処分農産物を評価することにより発生する年内差損益については、次年に販売(処分)した時点で評価することとした。

農業生産資材の評価は、平均単価法によることとし、平均単価は購入付帯費を加算した購入価額を購入数量で除して計算した。

農家の財産の種類と内容

財産の種類	内 容
(固定資産) 土 地	
土 地	農業経営及びその他の用に供される所有地であって、貸し付けている所有地を含む。
土 地 権 利	小作権、耕作権（権利金を含む。）、入会権、水利権、その他の土地を使用収益する権利で価格のあるもの。
建 物	
建 築 物	農業及びその他の用に供される住宅、アパート、倉庫、納屋、畜舎、たい肥舎、温室などの地上建築物のうち取得価額が10万円以上のもの（取得価額100万円以上の農外事業専用建築物を含む。）、
構 築 物	果樹だな、たい肥盤、サイロ、戸及び樋門、用水路、明きょ排水、暗きょ排水、客土、床締めなどの土地改良施設の一切の構築物のうち取得価額が10万円以上のもの。
大農具・自動車	
農 機 具	
大 農 具	農業用に使用される機械・器具であって、取得価額が10万円以上のもの（集合農具を除く。）、
集 合 農 具	農家が使用する際に、通常、数個ないし数十個を同時に使用することによってその目的を達する農具をいう。集合農具の種類は養鶏用ケージ、条桑育台、回転まぶし、育苗箱及び農産物収穫箱とし、取得価額（1回の購入額）が10万円以上のもの。
企画管理機器	ワープロ、ファクシミリ、パソコン、複写機等の事務管理機器で、取得価額が周辺機器を含めて10万円以上のもの（取得価額100万円以上の農外事業専用機械を含む。）、
自 動 車	農業及びその他の用に供されるオートバイ、スクーター（排気量50cc以下を含む。）、乗用車、トラック、ライトバン等のうち取得価額が10万円以上のもの（取得価額100万円以上の農外事業専用機械を含む。）、
植 物	農業用に使用するところの償却資産である永年性植物。したがって、1年生の草木、庭園及び宅地に散在して栽培されている果樹などは、その収益の多寡にかかわらず資産として取り扱わない。
動 物	
牛 馬	乳牛、和牛及び馬（肉用又は肥育もと牛として肥育・育成中のものは除く。）、
肥 育 牛	肉用又は肥育もと牛として肥育・育成中の牛。
中 小 動 物	豚、鶏、めん羊、やぎ、うさぎ、あひる、蜜蜂、その他収益を目的として飼育する動物であり、愛玩用の動物は含めていない。
(流動資産)	
未処分農産物	農業による生産物で未販売のもの（家計用、農業用、その他に仕向ける予定のものを含む。）。ただし、農業に仕向ける目的で在庫している現物でも、稲わら、麦かんなどの副産物及び干草、エンシレージなどは含まない。自営兼業生産物の未販売、未処分ものは資産として棚卸計算は行わない。
農業生産資材	農業用に購入した原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料などのもの。農業以外の用に供する目的で在庫する自営兼業の原料、補助原料及び農業のかたわら兼営する商業における商品資本である仕入品については、資産として棚卸計算を行わない。

(6) 固定資産の購入等

年内に農家が購入した固定資産の購入額を、土地、建物、大農具・自動車の資産別に表示した。また、各資産とも内訳として農業用の購入額を表示した。

なお、この購入額には土地の開墾・開田、土地改良、建物・大農具の大修繕による増加額を含めた。

(7) 自営農業労働時間

自営農業に対する労働投下量を、家族（ゆい・手間替受含む）・雇用別に、農業経営全体と当該部門について表示した。この労働時間には、農業生産の準備から農産物の販売に至るまでの一切の農業労働時間を含めているほか、農作業受託労働時間、農業経営のための集会出席、技術習得などの企画管理労働時間も含めた。

(8) 農業固定資本額

農業固定資本額を、建物、大農具・自動車、植物及び動物の各資産別に、農業経営全体及び当該部門について表示した。

ア 建物、大農具・自動車

年始めに所有する資産の年始め現在価に農業使用割合を乗じて算出した額と、年内に新築又は購入等により増加した資産であって年内に使用を開始した資産の購入価額に農業使用割合を乗じて算出した額との合計である。使用割合については、農業、農外事業（兼業）及び家計の別にそれぞれの利用面積及び利用日数により決めた。

イ 植物、動物

年始め現在価をそのまま表示した。

(9) 作付・飼養規模、生産量

水稻及び当該部門の作付規模並びに水稻の生産量を表示した。

ア 作付・飼養規模

水稻については作付延べ面積であり、当該部門については、露地野菜、施設野菜、露地花き及び施設花き部門は当該部門の作付延べ面積、果樹部門は果樹の植栽面積である。

イ 生産量

水稻の生産量は玄米（もみは玄米に換算）の生産量である。

(10) 農業粗収益

農産物の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額、動植物の成（生）長・新植・生産による増価（加）額など、当年1か年の農業経営の結果から得られた総収益額を、農業経営全体及び当該部門について表示した。この場合、農畜産物の販売に伴う各種奨励補助金を含めることとしたが、稲作経営安定対策に係る受取金については、その受取時期が次年となるため、当年の結果には前年産に係る金額を含めた。また、とも補償及び水田営農確立助成に係る受取金は含めていない。さらに、過年次の生産物で当年の年始めに未処分農産物として存在したものはこれを差し引き、当年の農産物で年末に存在した未処分農産物はこれを加算して当年の農業粗収益とした。

また、農業経営全体の農業粗収益の内訳を、作物収入、養蚕収入、畜産収入及び農作業受託収入に大別して表示し、更にそれらの内訳を作物・畜種別に表示した。このうち、永年性植物（果樹等）の成長等による増減価額はその他の作物収入に含めており、当該作物の収入には含めていない。また、牛の販売収入については、牛を飼養している農家を主な飼養目的により「酪農」、「肥育牛」及び「その他」にあらかじめ区分し、その飼養目的により次表のとおり区分して計上した。

牛の飼養目的と販売収入区分

牛の種類		牛の飼養目的		
		酪農	肥育牛	その他
乳牛		乳牛収入	肥育牛収入	その他の畜産物収入
肥育牛	乳用種	乳牛収入	肥育牛収入	その他の畜産物収入
	肉用種	その他の畜産物収入	肥育牛収入	その他の畜産物収入
育成牛	乳用種	乳牛収入	肥育牛収入	その他の畜産物収入
	肉用種	その他の畜産物収入	肥育牛収入	その他の畜産物収入

注：ただし、用役源体として減価償却中、又は減価償却済の牛の販売収入は、固定資産の売却収入となるためここには計上しないが、帳簿価額との差額を減価償却額に加算、又は減算した。

農業現金収入は、生産年のいかに問わず、農畜産物等を農家が年内に販売することによって得た現金収入の総額であって、この中には当年以前において生産された農産物の販売収入も含んでいる。

当該部門の農業粗収益については、当該部門で生産され経営内部の他部門に仕向けられた中間生産物、副産物の価額は含めていない。

(11) 農業経営費

当年の流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費など農業経営に要した一切の経費を科目別に、農業経営全体及び当該部門について表示した。

この場合、自作地の地代、自己資本利子、家族労働見積額等自己所有の生産要素に係る実支払を伴わないものについては含めていない。また、自家生産物であって、種苗、飼料、肥料等として再び自家の農業経営において消費される中間生産物及び家計廃残物は算入していない。さらに、過年次に購入し年始めに存在する農業生産資材はその在庫価額を加算し、年末に存在する農業生産資材はその在庫価額を差し引いて当年の農業経営費とした。

農業現金支出は、農家が年内に支払った農業経営のための現金支出であって、これは、必ずしもすべて当年の経営費を構成するものではなく、当年以降に消費する目的で購入した経営用資材に対する現金支払額を含んでいる。

農業負担減価償却費は、建物、大農具・自動車、植物及び動物の償却資産である資本財につき、当年に負担すべき減価償却費を表示した。この場合、農業と農業以外に兼用される建物、大農具・

自動車については、その使用割合によって配賦した。

当該部門の農業経営費については、経営内部の他部門から仕受けた中間生産物、副産物の価額は含めていない。

(12) 借入金・買掛未払金（農業負担分残高）

農家の世帯としての借入金及び買掛未払金のうち、農業経営のために借り入れた借入金及び農業経営に係わる取引において発生した買掛未払金の年始及び年末の合計残高を、農業経営全体及び当該部門について表示した。

(13) 部門単位当たり指標

当該部門の経営収支等に関して、同一部門間で単純比較が可能となるよう当該部門の自営農業労働時間、農業固定資本額、生産量、農業粗収益、農業経営費、農業所得、農業純生産及び借入金・買掛未払金について、各部門の作付・飼養規模単位当たりで表示した。

この指標により、例えば、露地野菜部門の1.0～1.5ha未満階層と5.0ha以上階層というように規模が大きく異なる階層間の比較をする場合、実額でストレートに比較するのは困難であるが、露地野菜作付面積10a当たりでみることにより両方の収益性の差等を把握できるようにした。

この場合の作付・飼養規模の単位については、露地野菜及び露地花き部門は当該部門の作付延べ面積10a当たり、施設野菜及び施設花き部門は当該部門の作付延べ面積1,000m²当たり、果樹部門は果樹の植栽面積10a当たりである。

(14) 当該部門比率

農業経営全体における当該部門の位置付けをみるために、自営農業労働時間、農業固定資本額、農業粗収益、農業経営費、農業所得及び農業純生産について、農業経営全体に対する当該部門の割合を表示した。

この指標により、例えば、得られる所得の割合に対して労働時間、固定資本額等の割合はどのようになっているか、所得は多いのに労働時間や固定資本額は少なく済んでいる等、経営内部における当該部門の位置づけをより明確に把握することができる。

4 利用上の注意

(1) 統計表に掲載した統計値

本報告書に掲載した各区分ごとの平均値の中には、集計戸数の少ない区分及び出現率の少ない項目もあるので利用に当たっては十分注意されたい。

(2) 統計表中に使用した記号

統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「 - 」は、事実のないもの

「 0 」は、単位に満たないもの

「 ... 」は、事実不詳又は調査を欠くもの

「 」は、負数又は減少したもの

(3) 本報告書についての連絡先

農林水産省 大臣官房 統計情報部 経営統計課 経営情報業務班

電話：(03)3502-8111 内線2721、2722

(03)3502-0954 (直通)

5 農業経営統計調査報告書一覧

- (1) 農業経営統計調査報告 農業経営部門別統計 (第1分冊、稲作・麦類・豆類
・いも類・工芸農作物部門編)
- (2) " " (第2分冊、野菜・果樹・花き部門編)
- (3) " " (第3分冊、畜産・養蚕部門編)
- (4) " " (総合編)
- (5) " 野菜・果樹品目別統計
- (6) " 農業経営動向統計
- (7) " 米及び麦類の生産費
- (8) " 工芸農作物等の生産費
- (9) " 畜産物生産費